

1 香川県留置施設視察委員会について

(1) 香川県留置施設視察委員会とは

「香川県留置施設視察委員会」（以下「委員会」という。）は、警察部外の委員からなる第三者機関として、警察の留置施設運営の透明性を確保するために「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、平成19年6月1日に香川県警察本部に設置されました。

(2) 委員会の組織

- 委員会は、香川県公安委員会が任命する4人の委員（法曹、医療関係者等）で構成されています。
- 委員の任期は1年で、再任が認められています。
- 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

(3) 委員会の任務・権限等

委員会は、留置施設の運営状況を把握するため、県下12の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者（警察署長、警察本部の留置管理課長）に意見を述べます。

また、委員会は、留置業務管理者から

- 留置施設の運営状況について、定期的に又は必要によりその情報の提供を受けること
- 視察時に被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

2 香川県留置施設視察委員会の活動状況

（令和2年6月1日～令和3年5月31日）

香川県留置施設視察委員は、県下12施設中4施設の視察を行うとともに、被留置者と面接を行いました。

その結果、留置業務管理者に対して以下の意見が出されたため、これに対する措置を講じました。

○【意見1】

留置施設の寝具収納庫の形状について、感染症対策のため被留置者ごとに仕切りをしてはどうか。

【措置状況】

施設の寝具収納庫を寝具一組ごとに収納する形状に変更する工事を行い、令和3年3月11日に工事が完了した。

○【意見2】

被留置者と面接したところ、「香川県では、お菓子などの間食品（の値段）が他県の留置場と比べて高い。」との申し出があった。

【措置状況】

日用品や間食の納入業者は、歯ブラシ1本でも県下の留置施設まで配達してくれる形態をとっている。他県に問い合わせたが、県によってこの形態は一樣ではなく、一概に香川県の留置施設が割高であるとは言えないものであった。